

自主防災組織・消防団の現状、課題及び今後の取組について

1 自主防災組織について

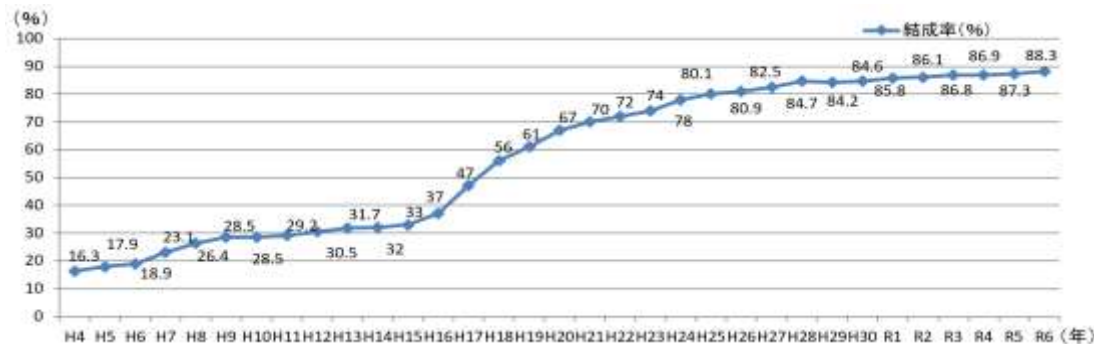
(1) 概要

大規模災害の際に、被害を最小限に抑えるためには、自助、共助、公助の連携が大切である。中でも、自分自身で命と安全を確保する自助が最も重要であるが、次に重要となるのは、地域住民が協力して助けあう共助である。その共助の中心を担う組織が、町会・自治会等が主体となって結成される自主防災組織（災害対策基本法 第 2 条の 2 第 2 項）である。自主防災組織は、災害時に避難の声かけや救出救助活動、避難所の運営支援を担うと共に、平時から防災訓練の実施や防災資機材の備蓄、防災講習会の開催など様々な活動を行っている。

(2) 現状

八王子市では、市内の町会、自治会、管理組合（集合住宅）等に自主防災組織の結成を呼びかけ、昭和 57 年に第 1 号が結成されて以来、資器材助成の導入など積極的な結成促進の効果もあり、令和 7 年 3 月時点で 458 団体（結成率 88.26%＝511 町会等／579 町会等）が結成されている。

八王子市の町会・自治会・管理組合等における自主防災組織の結成率（％）



(3) 活動

自主防災組織の活動は、平時の活動と災害時、復興時の活動に分けられる。

○平時の活動

- ・ 防災に関する知識の普及啓発
- ・ 防災訓練の計画と実施
- ・ 情報収集伝達訓練
- ・ 災害時要援護者の把握
- ・ 地域の危険箇所等調査、安全点検
- ・ 街頭消火器の点検
- ・ 防災資器材の確保、整備
- ・ 避難所、避難場所の確認
- ・ 家庭内の防災対策の推進
- ・ その他防災に関して必要な活動

○災害時の活動

- ・ 避難所の運営
- ・ 災害情報の収集伝達
- ・ 被害情報の把握
- ・ 被災者の救助救護活動
- ・ 初期消火活動
- ・ 避難経路の安全確認
- ・ 避難誘導
- ・ 防災関係機関への協力

○復興時の活動

- ・ 復興に向けた話し合いや取り組みの開始
- ・ まちづくり協議会など住民主体の復興組織づくり
- ・ 行政やボランティア・NPO等の他組織との連携

※復興時には、自主防災組織と地域住民とが力をあわせて、自分たちの地域の再生に向けたさまざまな取り組みを行うことが大切である。

(4) 他組織との連携

自主防災組織は、「自分たちのまちは、自分たちで守る。」ために自主的に結成されるものであり、他の自主防災組織等と活動上の情報交換を行い、災害発生時の協力体制を確立しておくことも重要である。大きな災害の際には、被害は一地域に限らないので、相互に情報を伝え、助け合う必要がある。

また、平時においても、他の組織の取り組みなどを学ぶことで、組織運営上の課題や活動上の問題解決につながる。

連携する組織の例

- 他の自主防災組織（近隣や避難所（小中学校）を共有する自主防災組織）
- 消防団（地区を担当する分団）

(5) 課題

現状、自主防災組織は次の問題を抱えており、その対応が課題となっている。

- | | |
|---------|---|
| ○担い手の不足 | ・ 高齢化による地域防災活動の担い手の不足
・ リーダーの負担が大きいため、なり手が不在 |
| ○熟練者の不足 | ・ 知識の習得に時間がかかる |
| ○コロナの影響 | ・ コロナ禍による活動縮小の後、活動が回復しない状況が続いている |

(6) 市の支援

ア 自主防災組織に対する活動支援

自主防災組織が防災訓練や講習会などを行う際に、八王子市消防団機能別分団の団員が訓練等の企画から準備、実施に関し組織に助言を行う支援制度がある。どのような訓練を行えばいいのか、準備はどうしたらいいのかなど、組織の役員の方々とともに進めていくことができる。

イ 防災資機材の助成

(ア) 新規結成時の助成

自主防災組織を結成したとき、団体旗 1 旗、腕章 16 枚のほか、組織内世帯規模により、23～48 万円相当の防災資器材を希望により助成する。

(イ) 隔年度助成

組織内の世帯数と毎年の訓練実績により、隔年で 8～16 万円相当の防災資器材を希望により助成する。

(世帯数は、当該年 4 月 1 日が基準)

ウ 八王子市自主防災団体連絡協議会の運営

自主防災団体連絡協議会は、地域の自主防災組織が協力し合い、防災活動や訓練を行うことで、災害に強いまちづくりを目指すためにつくられた団体である。

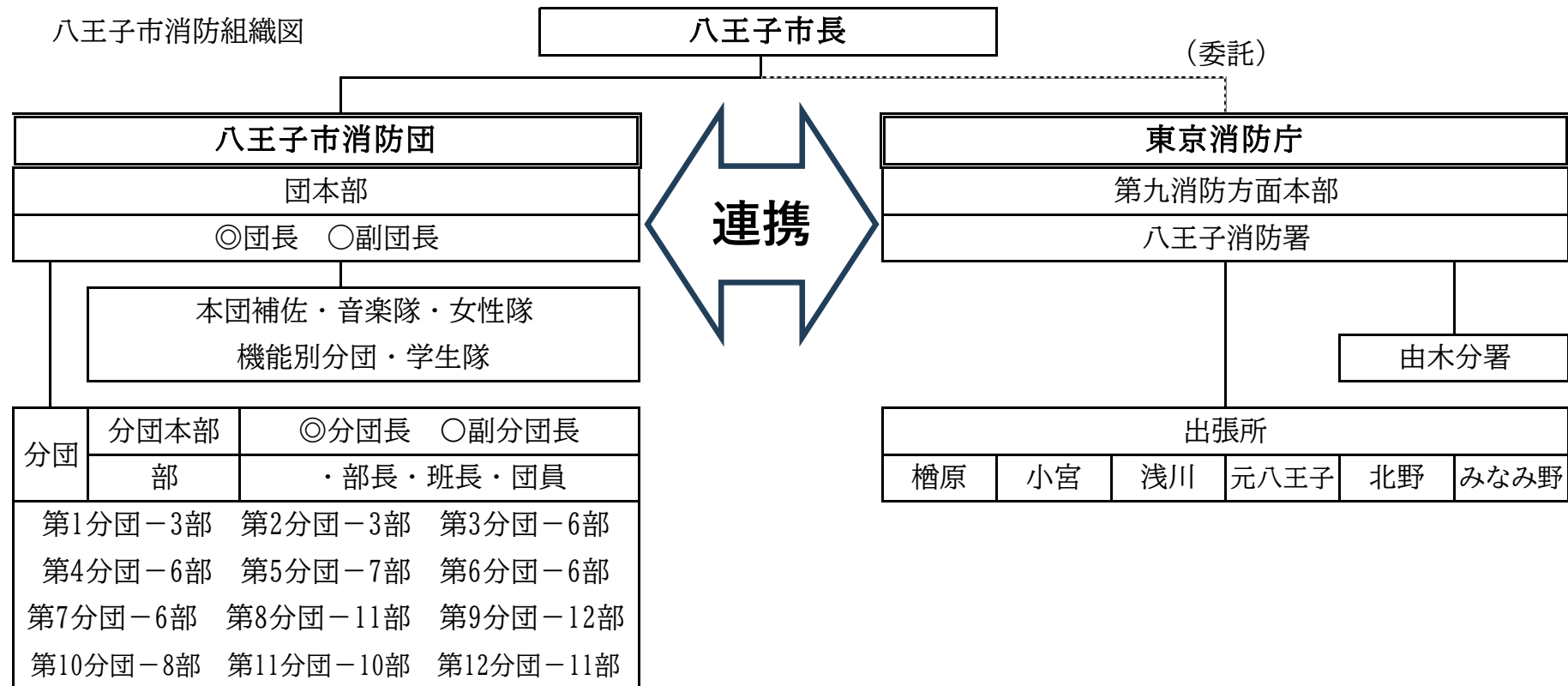
自主防災団体連絡協議会は、次のような体制・内容の活動を行っている。

組 織	八王子市内の自主防災組織で構成		
分 担 金	組織内世帯数 101 世帯以上	年間	5,000 円
	組織内世帯数 100 世帯以下	年間	3,000 円
活 動 内 容	・ 自主防災組織リーダー養成研修の実施 ・ 管外研修の実施 ・ 先進防災都市、官民の防災施設視察研修 ・ 「自防連だより」の発行		

2 八王子市消防団について

(1) 八王子市の消防組織の概要

消防に関する事務は、市町村の固有の事務と位置付けられ、市町村が責任をもって行うこととされている（消防組織法第6条）。消防の機関は大きく常備消防と非常備消防に分けられるが、八王子市は三多摩各市町村（稲城市を除く）と同様に、常備消防は東京消防庁（東京都）に委託しており、非常備消防は市が八王子市消防団を設置することで対応している（消防組織法第18条）。



(2) 八王子市消防団及び八王子消防署の現勢 (R7.4.1 現在)

八王子市消防団				
団員数（条例定数）1,590名				
装 備	水槽付消防ポンプ車	24	警戒用バイク	12
	ポンプ自動車	10	多機能型消防車	1
	小型ポンプ付積載車	54	指揮車	1
	消防ポンプ付軽自動車	1	防災活動車	1
	人員輸送車	2		

八王子消防署				
職員数 475名				
装 備	ポンプ車	18	特殊救急車	1
	特別救助車	1	証明電源車	1
	化学車	1	活動二輪車	3
	はしご車	2	山岳救助車	3
	救急車	12	その他	13

○八王子市消防団の人員構成等 (条例定数)

89個部 1,590名

名称		定数	分団	部数	区域	定数	分団	部数	区域	定数
団本部	本団	8	第1分団	3個部	旭町・子安地区	49	第7分団	6個部	恩方地区	101
	本団補佐	2	第2分団	3個部	追分・大横地区	49	第8分団	11個部	元八王子地区	176
本部付	音楽隊	30	第3分団	6個部	中野・大和田地区	96	第9分団	12個部	館・横山地区	192
	女性隊	20	第4分団	6個部	石川地区	99	第10分団	8個部	由井・北野地区	128
	機能別分団	45	第5分団	7個部	加住地区	121	第11分団	10個部	浅川地区	192
	学生隊	10	第6分団	6個部	川口地区	96	第12分団	11個部	由木地区	176

各年度末団員数

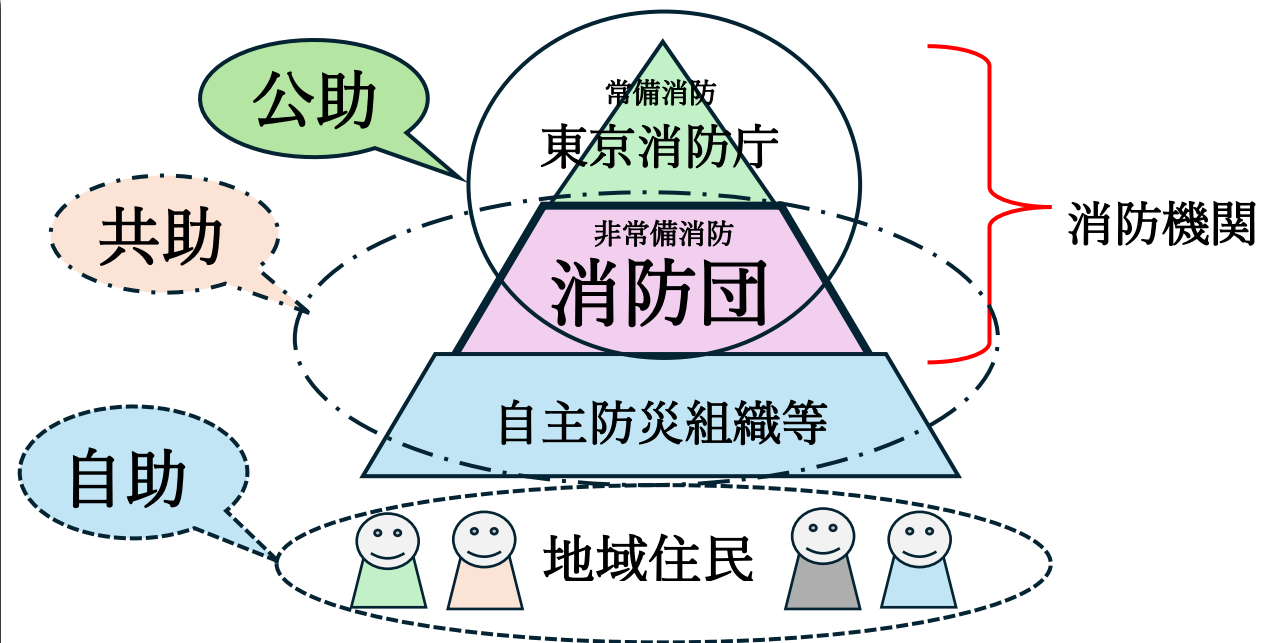
平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1,492	1,466	1,446	1,446	1,439	1,417	1,425	1,422	1,420	1,360	1,320	1,202	1,185	1,181

(3) 消防団の役割

消防団は、消火活動のみならず、地震や風水害等多数の動員を必要とする大規模災害時の救助救出活動、避難誘導、災害防御活動など大変重要な役割を担っている。さらに平常時においても、住民への防火指導、巡回広報、特別警戒、応急手当指導等、地域に密着した活動を展開しており、地域における消防力・防災力の向上、地域コミュニティの活性化に大きな役割を担っている。

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律
第1条

この法律は、我が国において、近年、東日本大震災という未曾有の大災害をはじめ、地震、局地的な豪雨等による災害が各地で頻発し、住民の生命、身体及び財産の災害からの保護における地域防災力の重要性が増大している一方、少子高齢化の進展、被用者の増加、地方公共団体の区域を越えて通勤等を行う住民の増加等の社会経済情勢の変化により地域における防災活動の担い手を十分に確保することが困難となっていることに鑑み、地域防災力の充実強化に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、地域防災力の充実強化に関する計画の策定その他地域防災力の充実強化に関する施策の基本となる事項を定めることにより、住民の積極的な参加の下に、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、もって住民の安全の確保に資することを目的とする。



(4) 八王子市消防団の編成沿革

- ・昭和 23 年 3 月 消防組織法公布に伴い旧警防団を八王子市消防団と改称し 8 箇分団 685 名により八王子市消防団を設立。
- ・昭和 30 年 4 月 隣接 6 か村（横山・元八王子・恩方・川口・加住・由井）が合併、統合され 10 箇分団 1,828 名となった。
- ・昭和 34 年 4 月 浅川村が合併され、11 箇分団 1,533 名となった。
- ・昭和 39 年 8 月 由木村が合併され、12 箇分団 1,701 名となった。
- ・平成 14 年 10 月 団員数の適正化を図り、定員 1,701 名を 1,590 名に改めた。
- ・平成 19 年 4 月 定員の適正配置を図るため、部の統廃合を実施し、12 箇分団 89 個部の体制とした。

(5) 八王子市消防団員の報酬等（八王子市消防団に関する条例第 10 条関係）

○年間報酬

○出動手当

単位：円

八王子市消防団	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	機能別	災害報酬	警戒報酬	訓練報酬等	費用弁償
	261,000	198,000	138,000	101,000	86,000	74,000	68,000	15,000	4,000	3,000	3,000	1,000
R4.4.1改正前	326,000	248,000	172,000	126,000	108,000	93,000	85,000	15,000	3,000	2,500	2,500	—
三多摩平均	337,100	256,500	179,900	132,400	112,100	97,100	86,200	16,400	4,072	3,078	2,883	

※消防団員の出動手当の報酬化等処遇の改善を図るため、令和 4 年 4 月 1 日より報酬額等が改正された。

(6) 八王子市消防団の活動状況

火災・訓練等出動状況

区分 \ 年度	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	件数	延人数	件数	延人数	件数	延人数	件数	延人数	件数	延人数
出火出動	165	2,716	173	2,040	105	1,568	145	1,359	190	1,661
各種訓練出動	149	2,598	87	1,513	487	4,657	1,122	9,752	1,174	9,302
特別警戒等出動	287	8,149	350	4,324	174	5,089	542	5,319	553	5,678
計	601	13,463	610	7,877	766	11,314	1,809	16,430	1,917	16,641

(7) 八王子市消防団の課題

【消防団の特徴】

- ◎地域密着性を活かした災害対応
- ◎地域コミュニティの維持、振興にも大きな役割



地域防災の中核的存在



【直面する課題】 ●少子高齢化、地域社会への帰属意識の希薄化など社会環境の変化等に伴う団員の減少

・団員数（令和7年6月末現在）	⇒1,171名（充足率73.6%）	（平成27年6月時点 1,407名）	△236名	（10年前比）
・団員の高齢化（令和7年4月現在）	⇒平均年齢44.5歳	（平成27年4月現在 40.5歳）	+4歳	（10年前比）
・団員のサラリーマン化	⇒67%	（平成27年4月現在 65%）	+2%	（10年前比）

（団員の職業に占めるサラリーマンの割合が高くなった）



【これまでの主な取り組み】

- 消防団協力事業所制度の導入（H20年度～） 総務省が運用。消防団活動に配慮する事業所に交付（登録6事業所）
- 機能別分団の設置（H22年度～） 団員OBにより組織。自主防災組織との連携など市内の防災行動力を高めるためのコーディネーター（29名）
- 八王子市消防団応援の店事業（H28年度～） 登録店舗等が消防団員及びその家族に一定のサービスを提供（登録34店舗）
- ホームページプロジェクトチームの設置（R2年度～） HPを活用した消防団の情報を広く発信すること任務とし、消防団員により編成（10名）
- 学生隊の設置（R4年度～） 若年団員の確保及び若年層の消防への関心の向上
- 出動手当の改正（R4年度～） 各種出動手当額の見直しや費用弁償（交通費）支給による団員の処遇改善、加入、定着の促進
- PR活動及びイベントプロジェクトチームの設置（R5年度～） 消防団のPR活動等の検討を行うことを任務とし、消防団員により編成（15名）
- ベネフィットワンへの加入（R6年度～） 消防団員の福利厚生の実施
- 隣接分団の出場基準（方面隊）の明確化（R7年度～） 火災発生時等の隣接分団の出場基準を明確にし、災害現場活動における消防団員の確保



【取組の効果】（R4～）

★消防団員の処遇改善等により団員数の減少が抑えられた。

年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
退団者数	107	53	179	82	99	59
入団者数	63	44	31	54	74	91

(8) 課題に対する今後の対応について

全国的な傾向と同様に、本市でも消防団員の担い手不足が顕著で、定員を大きく割り込んだ部も出ている。

一方で風水害が頻発し、大規模地震の発生が近いとされる中、実力部隊としての消防団への期待は高まっており、担い手不足とはいえ毎年一定数の新規入団はあり、また退団者の減少傾向も見られることから、改めて、定数に対する充足率向上を目標に、ここ数年の新入団員確保の取組みを強化していくとともに、団活動のあり方を社会環境の変化に対応したものに見直しを進めて行く。

ア 新入団員の確保と既存団員の退団防止

令和5年から始めた新入団員確保プロジェクトの効果を検証し強化していくとともに、各種処遇の改善について引き続き検討する。

イ 団員の高齢化への対応

団員の高齢化に伴い、負担の軽減に向けた資機材の導入や活用を検討する。

ウ ※被用者団員の活動環境の確保

アにも関連するが、団員の職業に占めるサラリーマンの割合が高くなったことから、多くが平日の災害対応や訓練活動への参加が難しく、入団しても消火活動をはじめ各種災害対応のための技術や知識の習得が進まないままとなってしまう。そのような団員が技術や知識に習熟できる方策を検討する。

(※被用者団員：店舗経営などを生業とせず、会社などの従業員として働く被雇用者。いわゆるサラリーマン)

エ 災害対応のための地域活動の強化

他の組織等と連携し、地域コミュニティの災害対応力の向上のための体制づくりを検討する。

上記の内容を、令和7年度八王子市消防団運営検討会（副団長2名、分団長6名）において検討する。

※参考データ資料

